

東郷町土質等規制条例の概要について

1 制定の経緯

東郷町では、ここ数年、人家の近くにおいて樹木等を伐採し、山の形状を変化させ土を採取し、町外から土を搬入し埋立てを行う事業が多く行われるようになってきました。また、事業規模についても大規模化の傾向が見受けられます。

これらの行為には、使用される土砂等について土質の規制がなく、周辺住民に対する説明も十分されないまま施工されるケースが多々あり、周辺住民から不安の声が寄せられています。

そこで、こうした住民の不安を解消し、安全で良好な地域環境を保全していくために土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積について、その事業主及び土地所有者等の責務を明らかにし、有害物質を含んだ土砂等を埋め立てることによる土壌汚染及び土砂の流出等の災害の発生等を防止することを目的として条例を制定し、必要な規制を行うこととしたものです。

2 条例の骨子

(1) 許可制

一定規模以上の土地の埋立て等（土地の埋立て等を行う区域の面積が1,000㎡以上）について町の許可が必要です。

(2) 許可基準

土地の埋立て等を行う場合には、許可基準を守らなければなりません。

ア 使用する土砂等の基準

土地の埋立て等に使用する土砂等は、カドミウムその他有害物質による汚染状態に関する基準等に適合していなければなりません。

イ 使用する土砂等の特定

土地の埋立て等に使用する土砂等については、発生場所を特定する必要があります。

ウ 技術上の基準

土地の埋立て等を行う場合は、流出や崩落等を防止するため、技術上の基準に適合した方法により行わなければなりません。

エ 環境保全等の基準

周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準に適合した方法により行わなければなりません。

(3) 定期的な調査報告義務

搬入した土砂等について定期的に土壌調査を実施し、町へ報告する義務があります。

(4) 罰則

措置命令に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するなど罰則規定を設けています。

3 土地の埋立て等に関する事業の流れ

